

淀川河川公園 庭窪・八雲地区 公園整備計画

平成 25 年 3 月

近畿地方整備局 淀川河川事務所

■ 1. 庭窪・八雲地区の現況 (1/2)

年間利用者数と主な公園施設

	年間利用者	主な公園施設
庭窪河畔地区	平成23年度年間利用者数 5,845人	庭窪レストセンター (トイレ、休憩所、シャワー室、更衣室、ロッカー、自販機、手洗場、駐車場)
八雲地区	平成23年度年間利用者数 116,975人 野球場 17,124人 テニスコート 7,150人 ※運動施設は内数	少年野球場(1面) テニスコート(人工芝コート3面) 芝生広場 駐車場(32台)

各視点からの現況

	ゾーニング計画の実現	魅力	快適性	つながりの改善
庭窪河畔地区	・現在の供用区域は全て「多目的利用ゾーン」になっている。	・庭窪ワンドを望む緑地公園が整備されている。 ・庭窪レストセンターがある。 ・「北大阪周遊自転車道(北大阪サイクリン)」が通っている。	・緑陰やベンチが確保され、利用者等の憩いの場となっている。 ・庭窪レストセンターで水洗トイレやロッカー、自動販売機等を利用できる。	・上下流方向には緊急用河川敷道路を通じて移動は容易である。 ・堤防道路は車道兼用道路となっている。 ・横断方向は階段での移動が中心でバリアフリーには未対応である。
八雲地区	・現在の供用区間の多くのエリアが「多目的利用ゾーン」となっている。 ・供用区間の水面沿いのエリアが「水辺環境保全・再生ゾーン」「自然環境保全・再生ゾーン」になっている。	・運動施設が整備されている。 ・バーベキューエリアが指定されている。 ・「北大阪周遊自転車道(北大阪サイクリン)」が通っている。	・駐車場周辺にトイレが1箇所設置されている。	・上下流方向には緊急用河川敷道路を通じて移動は容易である。 ・堤防道路は車道兼用道路となっている。 ・横断方向は階段での移動が中心でバリアフリーには未対応である。



※「庭窪・八雲地区」とは、開園3地区（庭窪河畔地区、八雲地区、八雲野草地区）及び未開園区域の庭窪ワンド周辺をいう。

航空写真：平成21年4月撮影
個別写真：平成24年撮影

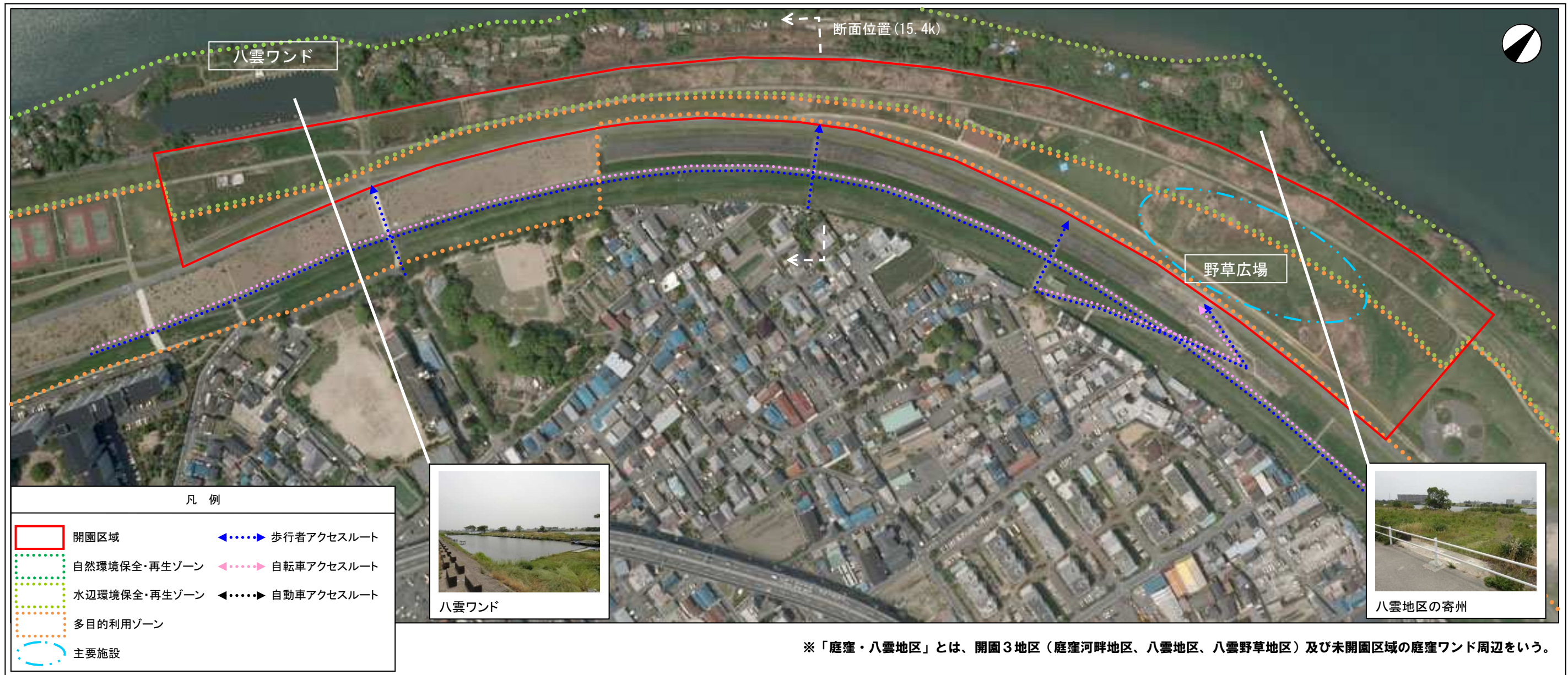
■ 1. 庭窪・八雲地区の現況 (2/2)

年間利用者数と主な公園施設

	年間利用者	主な公園施設
八雲野草地区	平成23年度年間利用者数 42,672人	野草広場、 芝生広場 池

各視点からの現況

	ゾーニング計画の実現	魅力	快適性	つながりの改善
八雲野草地区	<ul style="list-style-type: none"> 現在の供用区間の水面沿いの帯状のエリアが「水辺環境保全・再生ゾーン」になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地から近い距離にあり、自然を楽しむことができる。 野草地区は、ヨシやオギなどの淀川らしい原植生がみられる。 希少種カヤネズミや野鳥、魚、昆虫などの生息が確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ヌートリアや野犬の存在が確認されている。 トイレがない。 	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場はなく、鉄道駅も遠いため、アクセスはバスが中心となる。 横断方向は主に階段の移動で、バリアフリー対応ではない。



航空写真：平成21年4月撮影
個別写真：平成24年撮影

■ 2. 庭窪・八雲地区の整備方針

淀川河川公園基本計画に基づき、地区特性を踏まえ、庭窪・八雲地区の整備方針を以下のように設定します。

淀川河川公園の整備方針（基本計画）

（1）ゾーニング計画を新たに定める

- 基本計画における地区区分計画を改め、淀川の自然環境が縦断及び横断方向に連続するようなゾーニング計画を新たに定める

（2）淀川の自然環境の保全・再生を図る

- 自然環境の連続性に留意しながら、自然環境のネットワーク及び淀川の特徴ある水辺の景観を保全・再生する
- 干潟や砂州、ヨシ原、ワンド、たまり等の水陸移行帯や淀川固有の生物が生息・生育できる場を保全・再生する

（3）淀川らしい利用ができるようにする

①淀川の自然環境と利用との調和を図る

社会動向の変化、周辺の都市の状況、地域住民・利用者のニーズや意見を踏まえ、地区ごとの特性を考慮しながら淀川の自然環境と利用との調和を図る

②淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる

地区ごとの特性を活かし、水辺での水遊びや自然観察、原っぱでの遊びや運動、休憩、散歩など様々な形で淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる

③淀川全体をつなぐ・まちと淀川をつなぐ

散策やジョギング、サイクリングなどが行えるよう、淀川全体をつなぐとともに、周辺地域と淀川にまつわる歴史・文化資源の散策・周遊等のルート設定や、広域避難地としての役割など、まちと淀川をつなぐ取り組みを行う

④淀川の水辺の景観を楽しめる場をつくる

水辺越しに見える都心部の眺望景観、北摂連山や天王山、男山、生駒山地などの山なみと一体的な景観との調和を図り、水辺の景観を楽しめる場をつくる

（4）淀川にまつわる歴史・文化資源を活かす

- 渡しや舟運、旧毛馬閘門・洗堰や川港跡、樋跡、三川合流部などの保存や展示、言い伝えを後世に伝えるなど、淀川にまつわる歴史・文化の資源を活かす

庭窪・八雲地区の特性

- 庭窪河畔地区と八雲地区に隣接して、淀川らしい特徴ある自然環境のひとつである庭窪ワンドが存在している
- 八雲地区の庭窪ワンドに最も近い位置に、テニスコートや少年野球場が配置されている
- 庭窪河畔地区の堤内側に庭窪レストセンターが存在する。



庭窪・八雲地区の整備方針

◇ワンドとその周辺の自然環境を保全・維持します

- 庭窪ワンドの自然環境を保全・維持します。
- 市民参加によるワンドの清掃や外来種駆除活動を支援します。
- 干陸化が進んでいる水辺には、本来の水辺植生を回復させます。

◇多目的に利用できる広場を確保します

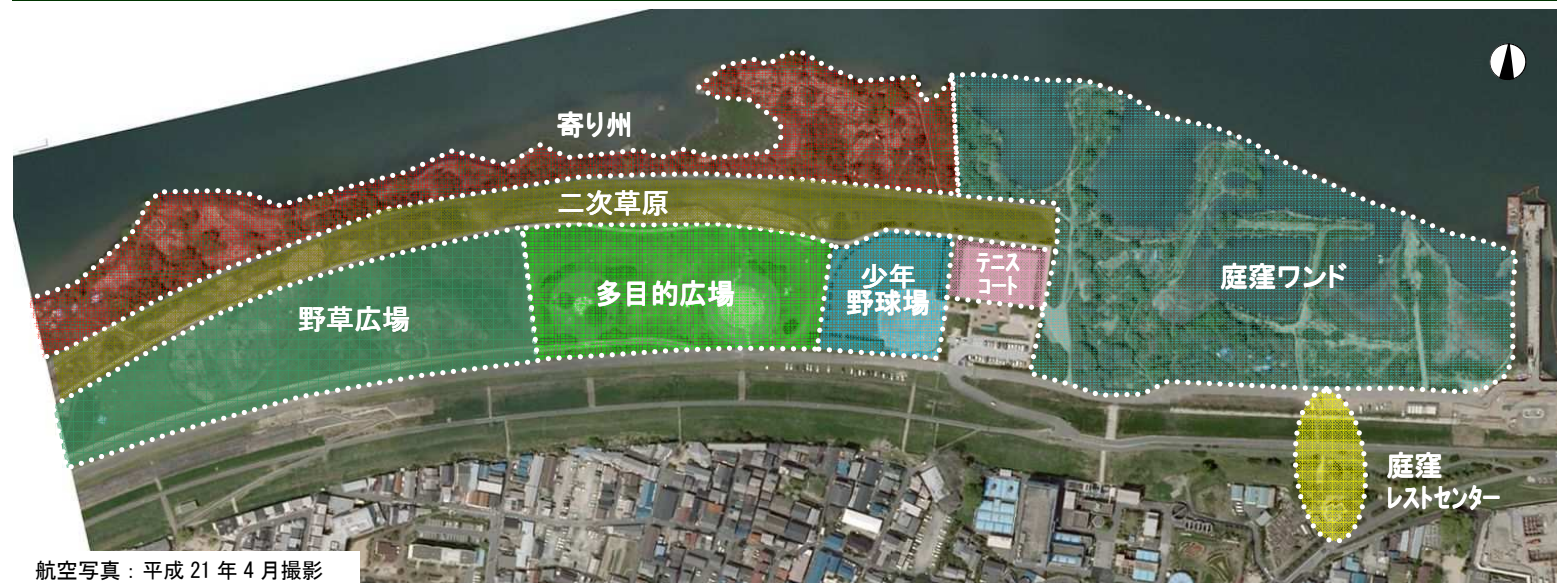
- 家族連れなど多様な主体がさまざまな目的で利用できる広場を確保します。
- 運動施設のあり方を見直し、特定の目的にしか利用できない施設から、多目的に利用できる広場への転換を図ります。

◇レストセンターの利用促進を図ります

- 庭窪ワンドの環境維持・保全活動の拠点として、庭窪レストセンターの利用促進を図ります。

※「庭窪・八雲地区」とは、開園3地区（庭窪河畔地区、八雲地区、八雲野草地区）及び未開園区域の庭窪ワンド周辺をいう。

■ 3. 庭窪・八雲地区の整備・維持管理計画



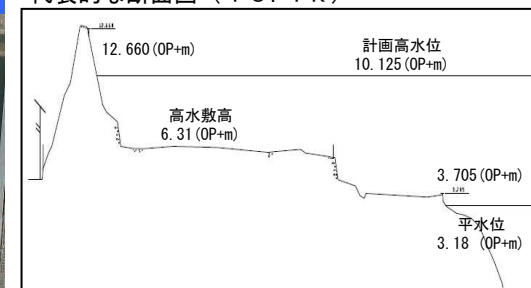
航空写真：平成 21 年 4 月撮影

※「庭窪・八雲地区」とは、開園3地区（庭窪河畔地区、八雲地区、八雲野草地区）及び未開園区域の庭窪ワンド周辺をいう。



※ゾーン区分の境界線は概念的なものであり、現地状況に合わせて調整を行うものとする。

代表的な断面図（16.4k）



ゾーン	現状及び課題	今後の整備・維持管理の方向性	短期的実施項目(注1)	中期的実施項目(注2)
1 庭窪ワンド	・ワンド周辺の樹林化が進行している ・市民参加による外来種除去やゴミ清掃が実施されている	・ワンド環境の保全、維持	・河畔林(高木)の間引き ・市民団体によるワンドの清掃、外来種駆除活動の支援(関係自治体との連携促進等)	・段階的な間引きによる河畔林の縮小 ・継続的なワンド環境保全活動に向けた支援
2 寄り州	・干陸化が進行している ・セイタカアワダチソウ等の外来種が繁茂している ・ヤナギ等の河畔林が大きく成長している	・ヨシを中心とする水辺植生の回復	・河畔林の伐採、外来種等の種子を含む表土のすき取り、ヨシ等の湿地性植物の根茎を含む土壌の撒きだし、モニタリングの実施	・継続的なモニタリングの実施 ・冠水頻度の調整手法の検討
3 二次草原	・草丈が短く刈り取られた草地となっている ・一部にセイタカヨシやセイタカアワダチソウ等の高茎草が繁茂している個所がある	・川が見えるチガヤ群落等の低茎草の草原への転換	・草刈りの頻度、時期、草丈等を変えた植生管理の試行	・低茎草地の管理方法の確立
4 多目的広場	・草丈が短く刈り取られた草地となっている ・砂場、花壇の施設が老朽化し、利用されていない	・家族連れや地域住民が安全・多目的に利用できる広場の確保、利用促進	・老朽化した砂場、花壇、舗装の撤去 ・撤去跡地の多目的に利用できる草地への転換	・必要に応じ、地域住民が主体となった多目的広場の自主的な利用調整や利用ルールを検討
5 野草広場	・セイタカヨシやセイタカアワダチソウ等の高茎草が繁茂している個所と、草丈が短く刈り取られた草地がある	(野草広場の整備の方向性の検討)	・野草地区のあり方についての検討	・野草地区のあり方についての検討をふまえた維持・管理
6 少年野球場	・利用目的が野球に限定されている。野球利用は、休日は一定の利用があるが、平日の利用率は低い	・野球専用のグラウンドから、多目的な利用ができる広場への転換	・地域社会や公園利用者等関係者との合意形成に向けた対話の開始	・少年野球場から多目的広場への転換
7 テニスコート	・利用目的がテニスに限定されている。テニス利用は、休日は一定の利用があるが、平日の利用率は低い	・テニスコートを廃止し、多目的な利用ができる空間への転換	・テニスコートの廃止と多目的広場への転換	—
8 庭窪レストセンター	・レストセンターからワンドへの最短経路に沿って堤防法面に踏み分け道ができている ・ワンドの清掃活動の際に利用されている(年数回程度) ・施設の老朽化が進行している	(老朽化に伴う廃止を含めた施設のあり方の検討)	・堤防法面へのワンドへのアクセス経路となる階段等の設置 ・ワンドの維持保全活動拠点としての利用促進 ・レストセンターの建物の点検の実施、施設の存廃の検討	・検討をふまえた施設の廃止や再整備

注1) 短期的実施項目には、およそ5年程度を目途として、整備・再整備、維持管理の実施が見込まれる内容について記載しています。
 注2) 中期的実施項目には、各ゾーンの将来像の達成に向けて、事業実施の方向性の確定または事業予算が確保でき次第取り組むことが望ましい内容について記載しています。
 注3) 今後の地域協議会での議論、治水・環境の観点からの技術的検討、予算状況等により変更となることがあります。